

## 令和元年 11 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年 11 月 1 日（金）午前 9 時 30 分より野津庁舎 3 階会議室において会長が 11 月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員    5 番 平山 勝丈 委員    6 番 佐藤 幸子 委員    7 番 柳井 博之 委員  
8 番 城野 幸司 委員    9 番 陶山 秀明 委員    11 番 中野 定重 委員

### 欠席委員

2 番 堀 京子 委員    3 番 内藤 康弘 委員    4 番 藤嶋 裕美 委員    10 番 小橋 勇二 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願ひ致します。

議長 それでは、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号2番 堀委員、3番 内藤委員、4番 藤嶋委員、10番 小橋委員が欠席となっております、出席人数は8名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号1番 野上 政憲委員と、議席番号9番 陶山 秀明委員に議事録署名をお願ひ致します。  
ただいまより議案審議に入ります。  
議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願ひ致します。

次長 1ページとなります。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年11月1日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号1、畑 313 m<sup>2</sup> 外4筆 合計4,763 m<sup>2</sup> について、贈与により所有権移転するものです。

番号2、田 1,195 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号3、畑 1,205 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号4、畑 374 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号 5、田 595 m<sup>2</sup> 外 12 筆 合計 3,901 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 5 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ます。

10 月 23 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 5 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので調査委員さんより報告をお願い致します。

中野委員 私、中野より、10 月 23 日に実施しました議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請地は、贈与により所有権を取得するものです。現地は 2 筆の畑と 3 筆の田で、現在果樹と露地野菜と水稻が作付されています。許可後も引き続き作付を行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は 1 筆の田で、草刈等により管理されています。許可後は畑地化の上、カボスの作付を行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は 1 筆の田で、草刈等により管理されています。許可後は畑地化の上、カボスの作付を行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は 1 筆の畑で、現在、柿が植えられています。許可後も引き続き柿の作付を行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調

和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は11筆の田と2筆の畑で、現在草刈等により管理されています。許可後はカボスと水稻の作付を行う予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます。推進委員さんより報告をお願い致します。まず、第10地区の武氏推進委員さん。

武氏 第10地区の武氏です。

推進委員 番号1の申請地は、贈与により取得するものです。現在も果樹や野菜や水稻が作付されており、引き続き作付を行う予定とのこと。許可に関して特に問題はないと思われま。

議長 次に第2地区の峰推進委員さん。

峰 第2地区、推進委員の峰です。

推進委員 番号2、番号3は売買により所有権を取得するものです。現地は休耕中の田で、今後は畑地化の上、カボスの作付を行うとのこと。許可に関して、特に問題はないと思われま。

議長 第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区の佐藤です。番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現在、柿が植えられており、今後も引き続き柿の作付を行うとのこと。許可に関して、特に問題はないと思われま。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 5 ページとなります。

議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 11 月 1 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページとなります。

番号 1、田 126 m<sup>2</sup> については、昭和 45 年頃より駐車場として使用しております。農地の区分は 3 種農地です。なお、この案件については、既に転用を行っているため追認となります。

番号 2、畑 545 m<sup>2</sup> については、昭和 30 年頃より居住及び進入路として使用しております。農地の区分は 2 種農地となります。なお、この案件については、既に転用を行っているため追認となります。

番号 3、畑 80 m<sup>2</sup> については、昭和 37 年頃より進入路用地として使用しており、農地の区分は 2 種農地となります。なお、この案件については、既に転用を行っているため追認となります。

以上 4 条申請 3 件については、立地基準及び一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。以上 4 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

中野委員 10月23日に実施しました議案第56号 農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1は、駐車場として利用するものです。現地はすでに昭和45年より駐車場として使用されており、このことについて申請者から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号2は、一般住宅用地及び進入路用地として利用するものです。現地はすでに昭和30年より「納屋兼離れ」や「進入路」として使用されており、このことについて申請者から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号3は、進入路用地として利用するものです。現地はすでに昭和37年より「進入路」として使用されており、このことについて申請者から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

以上、4条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、地元の推進委員さんから報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉田推進委員 第1地区、推進委員の玉田です。番号1の案件は、駐車場として利用するものです。現地はこれまで駐車場になっていました。周囲は市街地で農地もないことから、特に農業への影響はないものと思われま

議長 続きまして、第20地区の江藤推進委員さん。

江藤 第20地区の江藤です。番号2は、一般住宅用地及び進入路用地として利用するものです。現地はすでに「納屋兼離れ」や「進入路」として使

推進委員 用されています。その周りは菜園となっており、周辺の農地への影響はないと思われます。

議 長 次に、第2地区の峰推進委員さん。

峰 第2地区の峰です。番号3は、進入路用地として利用するものです。

推進委員 現地はすでに自宅への「進入路」として使用しています。周囲は宅地や、本人が耕作する菜園で、周辺の農業への影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

次に、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 8ページとなります。

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年11月1日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号1、畑 195 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 436 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、駐車場及び資材置き場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号 2、畑 388 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。  
番号 3、畑 637 m<sup>2</sup> を、所有権移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。  
番号 4、畑 423 m<sup>2</sup> を、所有権移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。  
番号 5、畑 5.76 m<sup>2</sup> を、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。なお、この案件については、既に転用を行っているため追認案件となります。

以上、5 条申請 5 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 5 件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上委員 私、野上より、10 月 23 日に実施しました議案第 57 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、所有権を取得し、駐車場および資材置場用地として利用するものです。申請地は 2 筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 4 は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞ

れ該当するものと判断し、報告します。

番号5は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、すでに自宅の庭の一部として利用されています。この件について始末書も添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。以上、5条申請5件について調査報告となります。委員皆様方の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます、地元の推進委員さんから報告をお願い致します。第13地区の赤峰推進委員さん。

赤峰推進委員 第13地区、推進委員の赤峰です。番号1は、駐車場と資材置場として利用するものです。申請地の周辺には、耕作中の農地もないことから特に問題は無いと思われま

議長 第6地区の板井さんは本日欠席となりますので省きます。続きます、第2地区の峰推進委員さん。

峰推進委員 第2地区、推進委員の峰です。番号5は、譲渡のうえ、宅地として利用するものです。申請地はフェンスの内側にあり、すでに庭の一部として利用されています。特に周辺の農地への影響はないと思われま

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13 ページとなります。

議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「令和元年 11 月 1 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和元年 10 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、今回はありません。畑については、8,694 m<sup>2</sup> 6 筆です。合計面積についても同じく、8,694 m<sup>2</sup> 6 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 3 名に対しまして、借り手は 2 名となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和元年 11 月 1 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページとなります。

議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和元年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページをご覧ください。

畑 1 筆 2,323 m<sup>2</sup> を、配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっています。

次に 3 ページをご覧ください。

畑 1 筆 3,015 m<sup>2</sup> を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっています。

4 ページとなります。

畑 1 筆 2,148 m<sup>2</sup> を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき 10a 当たり 10,000 円となっています。

以上 3 件の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については原案どおり承認することに決定致しました。以上で本日の総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。